

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	子ども・子育て支援新制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、子ども・子育て支援新制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松原市長

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援新制度に関する事務
②事務の概要	<p>松原市では、子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、小学校就学前の子どものための教育・保育給付等に係る保育の必要性の認定及び特定教育・保育施設の利用者負担額の決定と賦課及び徴収をする。</p> <p>(別表第1の第8に関する事務) 児童福祉法に基づく障害児保育の実施または措置等に関する費用の徴収に係る事務 (別表第1の第94に関する事務)</p> <p>①給付認定申請書の受理・審査及び認定 ②給付認定証の交付(再交付・変更に係る事務を含む。) ③保育所等の入所申込書の受理及び審査 ④保育所等の入所決定に係る事務 ⑤利用者負担額の決定に係る事務 ⑥利用者負担額の算定に関する課税状況の調査 ⑦特定教育・保育施設等への給付事務 ①及び③の事務において、窓口での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム、住民情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 ・項番8、項番94 ②内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第8条及び第68条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号 別表第2 ・項番13、項番16、項番116 ②内閣府・総務省令第7号 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第12条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 子ども未来室 子ども施設課
②所属長の役職名	子ども施設課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 福祉部 子ども未来室、総務部 総務課 電話番号 072-334-1550(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 福祉部 子ども未来室 子ども施設課 電話番号 072-334-1550(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅱ -1 しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ -2 しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事前	
令和5年6月30日	Ⅱ -1 しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事前	
令和5年6月30日	Ⅱ -2 しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事前	